

5-1-3 国土交通省所管管理ダム数

令和 5 年 3 月末時点

分類				H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4
			直轄	97	98	99	99	100	100	101	104	104	106
			機構	23	23	23	23	23	23	23	24	24	24
		直轄・機構		120	121	122	122	123	123	124	128	128	130
		補助		426	430	433	434	435	435	438	442	443	443
	ダム			546	551	555	556	558	558	562	570	571	573
		直轄		14	14	13	13	13	13	13	13	13	13
		機構		6	6	6	7	7	7	7	7	7	7
		堰・導水路等		20	20	19	20	20	20	20	20	20	20
	ダム等				566	571	574	576	578	578	582	590	591

5-1-4 完成ダムによる機能

令和 5 年 3 月末時点

区 分	直 轄	水機構	補 助	合 計
ダム	119	31	443	591
有効貯水容量 (百万 m ³)	5,897	4,333	3,896	14,127
洪水調節容量 (百万 m ³)	2,952	1,992	1,950	6,894
農業用水容量 (百万 m ³)	988	479	266	1,733
都市用水容量 (百万 m ³)	1,098	2,199	752	4,048

(注) 1 本表で対象とするダム（水資源開発を目的として設置された堰、湖沼開発、遊水地、流況調整河川を含む）は、その目的として洪水調節又は河川の流水の正常な機能の維持を有しているものである。

2 琵琶湖開発、霞ヶ浦開発については、水機構に計上している。

3 生活貯水池については、補助に計上している。

4 洪水調節容量は洪水期における最大の確保容量を計上している。

5 複数の機能を含めた容量にて管理を行っている場合は、容量の分割をせず、それぞれに計上している。

6 四捨五入の関係で、合計の合わないところがある。